

計画作成年度	令和6年度
計画主体	中城村

中城村鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シロガシラ、カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	中城村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シロガシラ	キャベツ・ブロッコリー ・カリフラワー	被害金額 約 1,825 千円 被害面積 約 0.18 ha
カラス	トウモロコシ・キャベツ	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>1. 被害発生時期：群を形成し始める11月から営巣・産卵が始まる4月までが最も被害の大きい時期</p> <p>2. 発生場所：これまでは中城村土地改良区内にてキャベツの被害が大きく、他地区においてもキャベツを中心に被害が確認されていた。近年では被害が高単価作物のブロッコリーに移行している。</p> <p>3. 被害状況：キャベツは外葉が食害を受け、生育が鈍る。ブロッコリーは花も外葉も全て食害を受け、さらに糞害による変色で売り物にならなくなる。（写真別添）</p>
--

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	1,826 千円	1,278 千円（30%減）
被害面積	0.18 ha	0.12 ha（30%減）

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目

標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	農家等に捕獲箱を導入してもらったが捕獲はゼロであった。	従来より被害報告のあったシロガシラに加えてカラスの被害も報告されるようになったが、現状では具体的な打開策がない。
防護柵の設置等に関する取組	農家独自で防鳥ネットを設置していた。	防鳥ネットや超音波発生装置等の機器が有効であるかが検証されていない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 狩猟免許の取得により捕獲体制を整える。
- ・ 防鳥ネットへの補助検討
- ・ 超音波発生装置の設置検討
- ・ 住処となる遊休農地の解消促進
- ・ 被害地域の広域化対策

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 鳥獣害対策協議会にて捕獲箱の設置、管理、実態把握に努める。
- ・ 対象鳥獣の対処法を学ぶ。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資

料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	シロガシラ	・ 本村及び近隣市町村の被害確認、把握 ・ 対応策検討
7	シロガシラ	・ 捕獲箱の設置 ・ 防鳥ネットの設置 ・ 超音波発生装置の検証
8	シロガシラ	・ 捕獲箱の設置 ・ 防鳥ネットの設置 ・ 超音波発生装置の設置

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
被害が大きかった7～8年前と比べて被害面積は減少しているが、高単価作物のブロッコリーへ被害が移ったことにより被害額が増加している。また、シロガシラの生息状況の詳細なデータがなく、生息数も不明であるので、捕獲数のデータのある市町村の資料を基に算出し、今後さらに緻密な詳細調査を実施する。捕獲数は、最終目標数を30羽とし、R6年度は10羽、R7年度は20羽、R8年度は30羽と、徐々に捕獲数を上げる計画とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シロガシラ	10	20	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲時期：10月～3月
捕獲手段：捕獲箱
捕獲予定場所：令和5年度被害が確認された地区を中心に実施

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
中城村	シロガシラ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
シロガシラ	防鳥ネット検討 整備計画検討	防鳥ネット 補助検討 超音波発生装置実 証試験	防鳥ネット補助 超音波発生装置補 助
カラス	整備計画検討	超音波発生装置実 証試験 補助検討	超音波発生装置補 助

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	シカ カラス	パンフレット等による周知、生育状況調査（被害場所のマッピング）、防鳥ネットの設置、耕作放棄地の解消
令和7	シカ カラス	パンフレット等による周知、生育状況調査（被害場所のマッピング）、防鳥ネットの設置、耕作放棄地の解消、超音波発生装置の設置
令和8	シカ カラス	パンフレット等による周知、生育状況調査（被害場所のマッピング）、防鳥ネットの設置、耕作放棄地の解消、超音波発生装置の設置

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

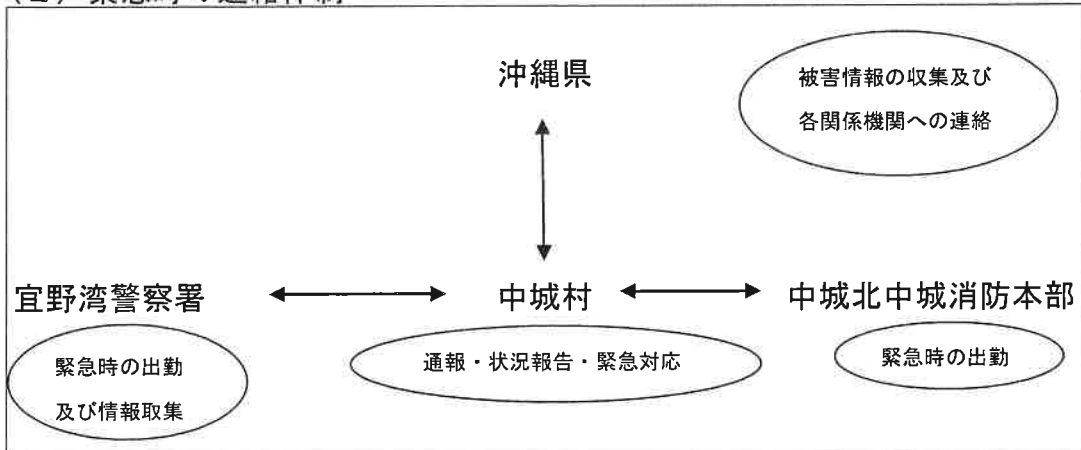
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中城村役場 産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害に関する情報収集 ・ 警察及び各行政区への通知 ・ 緊急時の情報収集及び各関係機関への連絡
宜野湾警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駆除活動時の通報への対応
中城北中城消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の通報への対応及び出動
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲数、捕獲者、捕獲場所を確認し、捕獲現場において埋却処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・ 対象となるタイワンシロガシラは、食用としての利用に適さないため、利用推進は困難である。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中城村鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
中城村役場産業振興課	中城村鳥獣被害防止計画の作成 鳥獣被害調査 被害対策実施
JA おきなわ 中城支店	農家からの情報収集 鳥獣被害調査 被害対策実施
中部農業改良普及センター	被害対策方法指導

	鳥獣被害調査 他地区の被害対策情報提供
--	------------------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
沖縄県病害虫防除技術センター	鳥獣被害防止に係る情報提供等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村営農指導員が巡回を行い、被害地には狩猟免許取得者もしくは捕獲許可者が捕獲箱設置や捕獲、農家指導等を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・農家、各機関や近隣市町村との意見交換

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。